

# 福岡県公報

平成25年3月8日  
第3477号

## 目次

### 告示(第331号-第350号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 1	
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 2	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 2	
○土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) …………… 2	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3	
○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3	
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) …………… 3	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3	
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4	
○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 4	
○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 4	
○解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4	
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5	
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5	
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5	
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6	
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6	

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6	
○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6	
○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7	

## 公 告

○一般競争入札の実施 (県民情報広報課) …………… 7	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課) …………… 9	
○落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 9	
○落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 10	

## 公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) …………… 10	
○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 10	
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の 開催 (警察本部生活保安課) …………… 12	
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の 開催 (警察本部生活保安課) …………… 13	

## 正 誤

○特定計量器の定期検査の実施(平成25年2月福岡県告示第256号)中 正誤 …………… 14	
--	--

## 告 示

### 福岡県告示第331号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ニトリ八女店

(2) 所在地 福岡県八女市蒲原字以多礼771番1ほか

## 2 意見の概要

(1) 廃棄物に係る事項等

廃棄物等の運搬方法について、八女市では「金属製廃棄物等」「ガラス製廃棄物等」「プラスチック製廃棄物」の予定業者等で「八女市委託業者による運搬」は行っていないこと。

廃棄物等の処理方法について、「紙製廃棄物等」「金属製廃棄物等」「ガラス製廃棄物等」「プラスチック製廃棄物」の処理予定業者等は正しくは「八女西部リサイクルプラザ」であること。

(2) 街並みづくり等への配慮等

景観法による届出が着手予定の1ヶ月前までに必要であること。

**福岡県告示第332号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

## 1 都市計画事業の種類及び名称

水巻都市計画道路事業 3・3・3号 芦屋水巻中間線

## 2 施行者の名称

福岡県

## 3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

北九州県土整備事務所 北九州市八幡西区則松3丁目7番1号

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

## 5 事業施行期間

自 平成19年10月16日

至 平成32年3月31日

**福岡県告示第333号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第554号甘木都市計画道路事業3・5・11号千代丸堤線、3・4・3号小池鳩胸線及び3・5・10号馬場口大町線〔朝倉市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

## 1 事業施行期間

平成14年9月20日から平成28年3月31日まで

## 2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第334号**

解散した清算法人筑紫野市牛島土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
平山 榮一	筑紫野市大字牛島414番地5

**福岡県告示第335号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福岡市字恵下ノ下331番2の一部、331番3の一部、332番2の一部、332番3、333番1の一部、333番2、334番1の一部、334番2、335番1の一部、335番2の一部、339番1の一部及び339番2の一部

（福岡駅東土地区画整理事業 保留地10-1街区11-1から11-23まで）

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号

東宝ホーム 株式会社

代表取締役社長 渡部 通

**福岡県告示第336号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	保木井線	うきは市吉井町若宮214番1先から うきは市吉井町若宮218番1先まで

**福岡県告示第337号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
78	豊前市大字八屋2007-1 福岡県京築県土整備事務所建築指導課内 社団法人福岡県建築士会豊前支部	豊前市大字八屋2007-1 福岡県京築県土整備事務所建築指導課内	平成25年3月31日

**福岡県告示第338号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年1月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人共生の里
  - (2) 代表者の氏名  
宮本 政幸
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県行橋市南泉2丁目28番2号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービス事業を行う。又、障害当事者の就労や生活を支援し、障害者が住みなれた地域で、人間としての希望や夢の実現、自立した生活を地域社会において営むことができることを活動の目的とする。

**福岡県告示第339号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年1月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 平成
  - (2) 代表者の氏名  
千代田 隆則
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県嘉麻市飯田180番地1
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、発達障害を含む障害者、不登校や引きこもり等の悩みを持つ者、犯罪者や非行少年等、及びその保護者や家族等（以下、「被支援者等」という。）に対し、各種悩み相談や支援事業を行うことで、被支援者等の自立を促し、円滑な社会復帰を図るとともに、安全な地域社会の実現と個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第340号**

荏田町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
飯田 昭夫	京都郡荏田町大字山口469番地

**福岡県告示第341号**

伊良原土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
荒巻 芳房	京都郡みやこ町犀川帆柱1334番地2

**福岡県告示第342号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和6年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
大野城市大字乙金618の61
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 解除の理由  
水道事業用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
大野城市大字乙金618の61

(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(3) 解除の理由  
水道事業用地とするため

**福岡県告示第343号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字落合字坂口山429

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第344号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡筑前町三牟田字権現山10の9、10の11、10の39、10の41、字寺屋舗38の1、40

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字権現山10の9・10の11・10の39・10の41・字寺屋舗38の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第345号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年2月8日農林水産省告示第157号



## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第346号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年10月7日農林水産省告示第364号（1に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第347号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和48年4月28日農林省告示第905号（1に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第348号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年12月23日農林省告示第2490号（2に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第349号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県道		八 女 香 春 線	前	八女市長野266番1先から 八女市長野1817番2先まで	5.5 ～ 13.2	715.5
			後	八女市長野266番1先から 八女市長野1817番2先まで	7.0 ～ 42.5	715.5

福岡県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
			前	田川郡川崎町大字安眞木5652番3先から 田川郡川崎町大字安眞木7589番1先まで	4.8 ～ 33.0	427.0	うち県道田川桑野線重用延長53.6メートル

田 川 県道	猪 国 豊前柗田線 停車場	前	田川郡川崎町大字安眞木5652番3先から 田川郡川崎町大字安眞木7589番1先まで	11.6 ～ 40.0	334.0	
		後	田川郡川崎町大字安眞木5652番3先から 田川郡川崎町大字安眞木7589番1先まで	4.8 ～ 33.0	427.0	うち県道田川桑野線重用延長53.6メートル
		後	田川郡川崎町大字安眞木5652番3先から 田川郡川崎町大字安眞木7589番1先まで	13.8 ～ 36.0	334.0	

公 告

公告

福岡県が発行する広報紙「福岡県だより」（以下「県だより」という。）への広告掲載について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 売り渡す内容

「県だより」に広告を掲載するための紙面

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成26年5月1日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年3月25日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たすもの

大分類	中分類	業種名	等級
13 サービス業種その他	06 広告宣伝	-	AA 又はA

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(4) 福岡県内に本店又は支店、営業所等を有する者

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）

FAX 092-632-5331

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

平成25年3月8日（金）から平成25年3月22日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで4の部局で交付する。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の場所及び日時

(1) 日時

平成25年3月25日（月）10時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁 南棟地下1階 行政10号会議室

(3) 開札

入札後直ちに開札を行う。

9 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、入札者又はその代理人の全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次の(2)において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人



等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

#### 11 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が10の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

#### 13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

#### 公告

福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第47条の6第2項の規定に基づき、軽油

引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領(平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達)第4の4の規定により次のように公示する。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称  
飯田瓦斯株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県北九州市小倉北区足原一丁目3番5号
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成25年1月1日

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称  
博多臨港警察署警察用船舶「げんかい」の定期検査受検に伴う整備工事(機関部)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年1月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社筑豊製作所
  - (2) 住所

福岡県糟屋郡新宮町大字的野字香ノ木741-1

- 5 落札金額  
24,675,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成24年12月4日

#### 公告

福岡県が発注する物品の調達に係る落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称  
機能別活動服
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年1月25日
- 4 契約の相手方の氏名及び所在地  
(1) 氏名  
株式会社森荘  
(2) 住所  
福岡市博多区吉塚8丁目1番67号
- 5 落札金額  
8,419,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告日  
平成25年1月8日

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会規則第3号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成25年3月8日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県早良警察署の部西新交番の項中「西新2丁目10番5号」を「西新3丁目1番3号」に改め、同表福岡県宗像警察署の部神湊駐在所の項中「神湊935番地1」を「神湊118番地8」に改め、同表福岡県直方警察署の部駅前交番の項中「大字山部243番地2」を「大字山部221番地7」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年3月11日から施行する。ただし、別表第1 福岡県早良警察署の部西新交番の項の改正規定は、同月19日から施行する。

#### 福岡県公安委員会告示第40号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成25年3月8日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別  
(1) 雑踏警備業務1級  
(2) 雑踏警備業務2級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

## (1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成25年6月12日(水)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## (2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成25年6月11日(火)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定15名

## 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

## (1) 雑踏警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置

に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 雑踏警備業務2級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

平成25年5月13日（月）から同年5月15日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料
- ア 雑踏警備業務1級 13,000円
- イ 雑踏警備業務2級 13,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
- ※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。
- エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- 8 成績証明書の交付  
学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。
- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

#### 福岡県公安委員会告示第46号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年3月8日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時  
平成25年4月19日（金） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所  
福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第47号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により

告示する。

平成25年3月8日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年4月12日（金） 13:30~16:30	行橋市行事3丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署
平成25年4月19日（金） 13:30~16:30	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成25年4月24日（水） 13:30~16:30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

## 2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱の知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。



正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤								
					上	下												
25・2・26	3474	告示	256	4	○			表 中	○	●								
									<table border="1"> <tr> <td>10:00～12:00</td> <td>小波瀬コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>13:00～15:00</td> <td>三原文化会館</td> </tr> </table>	10:00～12:00	小波瀬コミュニティセンター	13:00～15:00	三原文化会館	<table border="1"> <tr> <td>10:00～12:00</td> <td>小波瀬コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>13:00～15:00</td> <td>三原文化会館</td> </tr> </table>	10:00～12:00	小波瀬コミュニティセンター	13:00～15:00	三原文化会館
10:00～12:00	小波瀬コミュニティセンター																	
13:00～15:00	三原文化会館																	
10:00～12:00	小波瀬コミュニティセンター																	
13:00～15:00	三原文化会館																	
									<table border="1"> <tr> <td>10:00～12:00</td> <td>三原文化会館</td> </tr> <tr> <td>13:00～15:00</td> <td>三原文化会館</td> </tr> </table>	10:00～12:00	三原文化会館	13:00～15:00	三原文化会館	<table border="1"> <tr> <td>10:00～12:00</td> <td>三原文化会館</td> </tr> <tr> <td>13:00～15:00</td> <td>三原文化会館</td> </tr> </table>	10:00～12:00	三原文化会館	13:00～15:00	三原文化会館
10:00～12:00	三原文化会館																	
13:00～15:00	三原文化会館																	
10:00～12:00	三原文化会館																	
13:00～15:00	三原文化会館																	